

佐賀県母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務の業務委託に係る企画コンペの募集に対する質問回答書

質問	回答
<p>1. 業務委託仕様書5 収納事務委託の範囲に『領収書の発行（佐賀県財務規則第47条）』また同6（1）クに領収書についての記載がありますが、領収書の発行は現金の受領（現金書留を含む）の場合に限ると考えて宜しいでしょうか。 受託者の金融機関口座に振込での入金があった場合には領収書の発行は不要と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>領収書の発行は現金の受領（現金書留を含む）の場合もしくは債務者から要求があった場合に限りです。受託者の金融機関口座に振込での入金があった場合には領収書の発行は不要です。</p>
<p>2. 業務委託仕様書6 業務内容（1）アに委託見込額 約28,000,000円、債務者等約190人とありますが、この内、既に未収金回収業務を外部委託したことがある債権の割合はどのくらいになりますか。また、同イに『甲は随時、未収金債権の回収を追加委託することができ』とありますが、年度ごとに追加委託される規模はどのくらいでしょうか。（過去の実績でも構いません）</p>	<p>既に未収金回収業務を外部委託したことがある債権は、委託見込額 約28,000,000円、債務者等約190人のうち全てとなります。近年の追加委託の実績は、R2～4年度は年度ごとに10件程度、R5～7年度は追加なしでした。</p>
<p>3. 委託対象の債権は違約金は含まれずに元金のみとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>委託予定の債権には違約金は含まれておらず、元金及び利子となります。ただし、今後、元利金の回収が完了し確定した違約金について、追加で委託を行う可能性があります。</p>

<p>4. 業務委託仕様書6業務内容(3)回収した未収金の甲への払込業務にア『乙は、当月回収した金銭を、甲が指定する方法により、翌月末日までに納入しなければならない。』とありますが、指定する方法について具体的にご教示下さい。また指定する方法が「納入通知書等(納付書、払込書)」の場合は、その発行単位(月別、個人別、調定別など)をご教示下さい。</p>	<p>現在は、納入通知書(納付書)で、発行単位は「調定別」です。今後、「月別の納付書(1枚)」もしくは「指定の一時口座への入金」への変更を検討していますが、変更時期は未定のため、それまでの間は現在の納入方法によるものとします。</p>
<p>5. 様式3「委託収納内訳書」について、様式内容等について事前に協議の上、調整させていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>様式3「委託収納内訳書」の様式内容については、変更不可です。</p>